

令和

6

年度

志摩市 中小企業等支援制度

志摩市 観光経済部 経済課

目次

1. 創業支援

- ①志摩市を元気にする創業支援補助金 P.2
- ②創業資金保証料・利子補給補助金 P.3
- ③買い物利便性向上事業補助金 P.4

2. 経営支援

- ①小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金 P.5
- ②三重県版経営向上計画実施支援補助金 P.6

3. 企業誘致

- ①企業進出助成金 P.7
- ②進出企業雇用創出助成金 P.8

4. 雇用促進

- 新卒者雇用促進事業助成金 P.9

5. 地域ブランディング

- 志摩ブランド認定事業 P.10

6. インフォメーション等

- 問合せ先 P.11

1-① 志摩市を元気にする創業支援補助金（リニューアル）

目的

市内で創業や第二創業を行う事業者に対し、創業時の経営基盤強化を目的として補助金を交付します。

内容

※対象要件、対象事業を追加し、補助上限額の見直しを行いました。

■対象者【以下の要件を全て満たす者】

①以下のいずれかに該当する者

- ・市内において新規創業または第二創業を行う者 ※第二創業は、日本標準産業分類における中分類が異なる業種への転換や進出とする。
- ・市内において新規創業または第二創業により革新的なビジネスモデルを活用した事業を行おうとする者（以下「スタートアップ」という）

②指定金融機関（百五銀行、三十三銀行）の支援（融資）を受けること（年度内に）

③事業の実施に必要な許認可等を事業開始時までを受けていること

④実績報告時において、個人は市内に住民登録があること、法人は市内に主たる事務所等を有すること

■対象事業

- ・観光資源を活用した事業 <例：宿泊業、観光案内業（ガイド業）、観光サービス業（アクティビティ体験等）等>
- ・地域で生産される物の地産地消を推進する事業 <例 飲食業、農水産物小売業等>
- ・デジタル技術を活用した事業
- ・国、県、市、金融機関またはそれらに類する団体等が実施するビジネスプランコンテストで受賞実績がある事業
- ・革新的なビジネスモデルを活用した事業（スタートアップのみ対象）

※ただし、以下の事業は対象外とする。

- ・スタートアップに該当しない漁業、農業、林業
- ・常時従事する者がいない事業
- ・第二創業の場合は、雇用の拡大が見込まれない事業
- ・フランチャイズやチェーンストア等に類する事業

■補助内容及び補助金額等率

補助率及び金額	内容
補助対象経費の2分の1以内(上限50万円) ※一定の条件を満たす場合は、上記上限額に最大120万円を加算する。（加算後の最大上限額170万円） ①若者：20万円（エントリー申請日において、満39歳以下の者で新規創業を行う者） ②移住者：20万円（エントリー申請日から起算して1年以内に市内に住居を登録した者で新規創業を行う者、または、申請日から起算して6か月以上市外に住居を有する者で新規創業により転入する者） ③空き店舗を活用：50万円（エントリー申請時において、3か月以上使用されていない物件） ④スタートアップ：50万円	創業時の経営基盤強化を目的として、創業時に必要な経費の一部を補助する。

■補助対象経費

店舗等新築・改修工事費、店舗賃借料、備品購入費、マーケティング調査費、広報宣伝費、外注費、その他市長が適当と認める経費

※審査会の審査により交付者を決定します。

目的

市内で創業する者が創業に係る資金の融資を受ける場合、三重県信用保証協会の保証に係る信用保証料又は融資に係る利子の一部を補給することにより、事業用資金の借入負担の軽減や円滑な資金繰りを支援し、創業者の経営の安定を図ります。

内容

■対象者【以下の要件を全て満たす者】

- ①令和5年4月1日以降に対象資金に係る融資を受けた者。
- ②市内に主たる事業所を有し創業後5年未満の者、または、設置し創業しようとする者。
- ③個人にあつては市内に住所を有すること。
- ④市税に滞納がないこと。

■補助対象資金、内容、金額

対象資金	補助内容	補助金額
①三重県が定める創業・再挑戦アシスト資金融資要綱に基づき信用保証協会の保証を付した融資	当該融資を受けるために三重県信用保証協会に支払った保証料の額	上限10万円 (千円未満切捨)
②株式会社日本政策金融公庫が実施する以下の制度に基づく融資 ・新企業育成貸付制度 ・新企業育成・事業安定等貸付制度 ・企業活力強化貸付制度	当該融資に係る返済を行った利子合計額 (融資利率：1パーセント以内) ※最初の返済日の属する月から12か月を超えない期間を上限とする。	

※上記①②の併用は不可とする。

■申請期間と提出書類

対象資金	申請期間	提出書類
①	融資の実行日から3か月以内	①交付申請書兼実績報告書(様式第1号) ②金融機関の発行する保証料受入証明書 ③市税に滞納がないことの証明書
②	毎年1月上旬～1月末日まで ※前年1年間に返済した利子合計額を申請	①交付申請書兼実績報告書(様式第2号) ②公庫が発行した借入金の償還表の写し ③公庫が発行した前年の利息支払証明書 ④市税に滞納がないことの証明書

目的

買い物弱者の買い物機会の確保及び市内の消費拡大を図るために、買い物の利便性向上のために新規または既に行っている事業を拡大して行う買い物支援事業に対し、事業実施及び継続に係る経費の一部を補助します。

内容

※対象事業の見直しを行いました。

■ 対象者【①②いずれかの者】

- ① 市内に住所がある個人事業者
- ② 市内に店舗、事務所がある法人または団体（例：営利事業を行う法人、自治会、協同組合、NPO法人等）

※①②ともに市税の滞納がないこと

※新たに創業する者も対象

■ 対象事業【以下の要件を全て満たす事業】

- ① 買い物困難地域を対象として、買い物の利便性の向上を図るために、新たに、または、既に実施している事業を拡大して実施する次のいずれかの事業
 - (1) 商店設置事業 (2) 出張販売事業
 - (3) 買い物送迎事業 (4) 宅配事業 (5) その他、買い物の利便性の向上に繋がる事業

※令和6年度は移動販売事業は補助対象外となります。

- ② 3年間以上継続して実施する事業

- ③ 許認可等が必要な補助事業を実施する場合は、許認可を受けていること

■ 対象経費・補助額・補助率

補助金の種類	対象経費	補助額	補助率
開業費等補助金	事業実施に係る初期投資等に必要となる経費 (車両購入費、車両リース費、店舗改修費、 店舗賃借料、広報宣伝費、備品購入費等)	上限200万円 ※事業拡大の場合は、上限100万円	1/2

※審査会の審査により交付者を決定します。

目的

市内で事業を行う事業者に対して、経営改善や資金の円滑化を図るため、日本政策金融公庫の融資に対する利子の補給を行います。

内容

■ 対象者【以下の要件を全て満たす者】

- ① 市内に主たる事業所を有すること
- ② 個人の場合は、住所を有する市区町村の税を滞納していないこと
法人の場合は、志摩市の市税を滞納していないこと
- ③ 商工会又は生活衛生同業組合の経営指導を受けていること

■ 対象融資

- ① 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）
- ② 生活衛生改善貸付

■ 利子補給の率及び金額

融資額の1.0%（融資利率が1%を下回るときは融資利率）
※上限20万円

■ 補給期間

返済開始日の属する月から12か月

目的

経営の維持向上を目指し経営向上計画を策定した事業者が、当該計画に基づく取り組みの実施に係る経費の一部を補助します。補助金の申請については同一年度に1回限り。

内容

※対象事業を追加し、対象経費及び補助上限額の見直しを行いました。

■ 対象者【以下の要件を全て満たす者】

- ①志摩市内に主たる事業所を有する中小企業・小規模企業者
- ②三重県版経営向上計画のステップ2以上の認定を受けた事業者
- ③市税を滞納していないこと

■ 対象事業

- ・三重県版経営向上計画のステップ2以上の認定を受けた事業（通常枠）
- ・上記の内、デジタル化による業務効率化・生産性向上等の付加価値の創出につながる事業（DX推進枠）

■ 対象経費及び補助額等

事業種別	対象経費	補助率	補助額
通常枠	備品購入費、広報宣伝費、印刷製本費、役務費、外注費、店舗等改修費など （例：新商品開発のための機械導入、Wi-Fi整備、キャッシュレス機器の導入、HP作成、店舗等改修など）※人件費などの運転資金は対象外。	1/2	上限15万円
DX推進枠	ソフトウェア導入費、システム構築費、セキュリティ対策経費、クラウドサービス導入費、コンサルティング経費など （例：労務管理・会計管理・生産管理・受発注管理等のシステムの導入、顧客管理ツールの導入、メール配信システムの導入など） ※単なるインボイス対応やキャッシュレスへの対応、人件費などの運転資金は対象外。	2/3	上限30万円

※通常枠とDX推進枠を重複して申請することはできません。

■ 申請の流れ

- ①三重県版経営向上計画を策定し、三重県からステップ2以上の認定を受ける。
 - ②経営向上計画に基づく当該補助金の申請書を作成し、関係書類を添えて市商工課窓口へ提出する。
- ※補助金の申請については同一年度に1回限り。

■ 申請期限 令和7年1月31日（金） ※予算額に達し次第終了

目的

市内に進出する企業を対象に、進出の際に必要な経費の一部を助成することにより、企業誘致を推進します。

内容

■ 対象者【以下の要件を全て満たす者】

- ① 市内にオフィスを有しない企業（法人）が、市内に新たにオフィスを設置すること
- ② 志摩市が指定する以下の事業の経営を1年以上行っており、市内で開設するオフィスにおいて同事業を実施すること
 - ・ 情報通信業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等）
 - ・ コールセンター業
 - ・ 学術・開発研究機関
 - ・ その他市長が必要と認める事業
- ③ 事業開始時から3年間は、市民を3人以上新規雇用すること
- ④ 3年以上の操業を誓約できること

■ 対象経費及び助成額（AとBの併用は不可）

種類	対象年度	対象経費	補助率	補助額
A. 土地・建物取得費用助成金	開設初年度	地代等不動産取得費用	1/2	上限500万円
B. 施設改修費用助成金	開設初年度	① 民間施設改修費用	1/2	上限500万円
		② 公共施設改修費用	3/4	上限1,000万円
C. 施設運営費用助成金	開設日の属する年度から起算して3か年度	① 土地・建物賃借料	1/2	1年度当たり①②合計の上限240万円 (①1か月当たり上限20万円 ②1年度当たり上限30万円)
		② 備品リース・回線使用料		

目的

市内の新たな雇用の創出及び企業進出を促進することを目的に、企業進出助成金の対象となる企業が、オフィス等開設時に市民を正規雇用した場合に助成金を交付します。

内容

■対象者【以下の要件を全て満たす者】

- ①企業進出助成金の交付決定を受けて、市内にオフィスを開設した事業者
- ②進出企業が市内に開設するオフィスにおいて、雇用開始の日において次に掲げる全ての要件に該当する者を操業開始日に正規雇用していること。
 - ア 雇用される事業者の事業主、取締役又は監査役と3親等以内の親族でないこと。
 - イ 市内に住所を有していること。
- ③市税に滞納がないこと

■助成額

新規雇用者1人につき20万円（上限400万円）

■申請期限

操業開始日から2箇月以内

申請の流れ

企業進出助成金の交付決定



開設準備、雇用



オフィス開設（創業開始）



進出企業雇用創出助成金の申請

※志摩市新卒者雇用促進助成金の対象となった新卒者は対象となりません。

目的

新卒者の就職の促進及び市内事業所の人材確保を図るため、新卒者を新たに正規雇用した事業者及び新卒者を継続して正規雇用した事業者に対し、助成金を交付します。

内容

■ 対象者【各助成金の以下の要件を全て満たす者】

1. 雇用助成金

- ① 市内に事務所もしくは店舗または工場を有し、現に事業を営んでいる事業者。
- ② 雇用保険法の適用を受けていること。
- ③ 新卒者を6か月以上正規雇用し、今後も継続して雇用する予定がある事業者。
- ④ 市税を滞納していないこと。

2. 定着助成金

- ① 上記雇用助成金の①②④を満たす者
- ② 雇用助成金の交付を受け、対象新卒者を継続して3年以上正規雇用し、今後も継続して雇用する予定がある事業者。

※対象新卒者とは

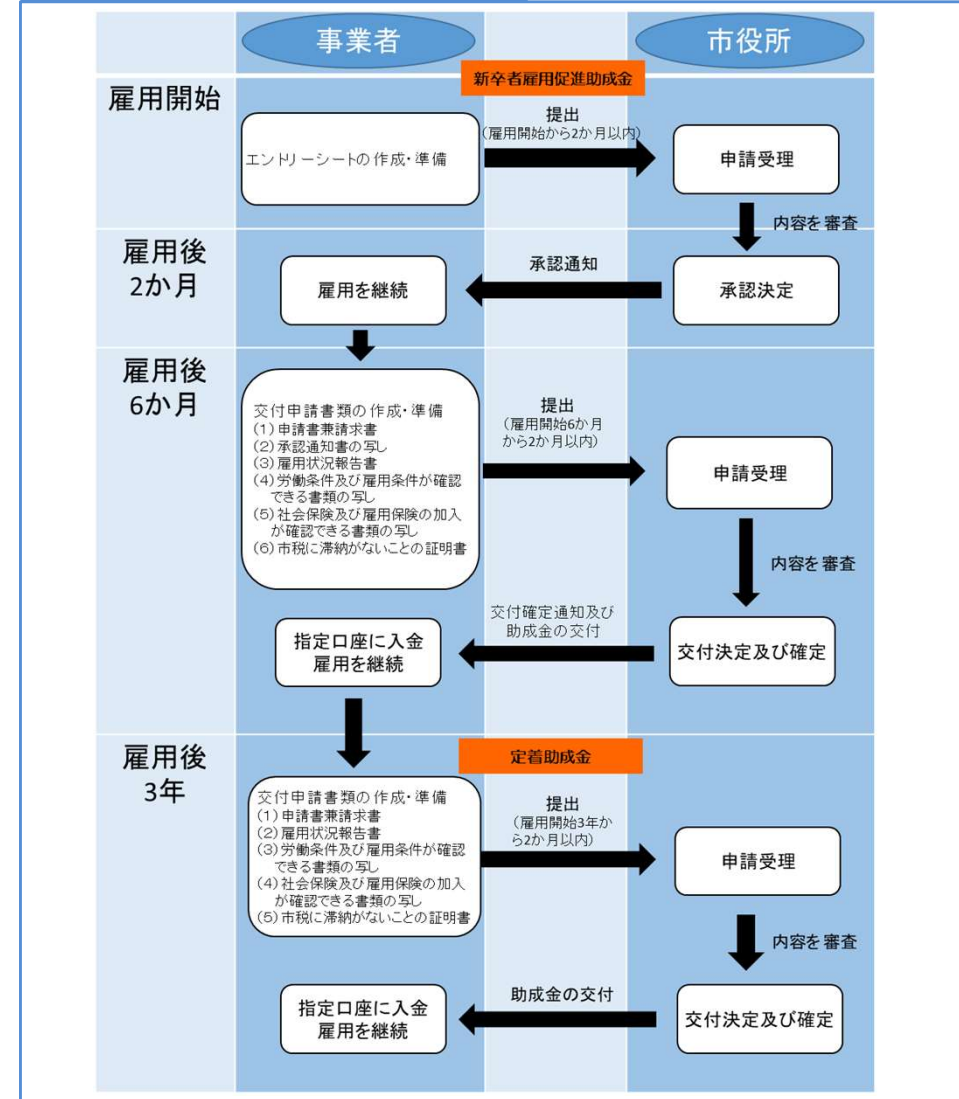
→大学、高等専門学校、専修学校、高等学校、中学校またはこれらに準ずる学校を卒業してから1年未満の者で、以下の要件を全て満たす者

- ① 雇用される事業者の事業主、取締役又は監査役と3親等以内の親族でないこと
- ② これまでに本事業の交付対象となっていないこと
- ③ 市内に住民登録を行っていること

■ 助成額

1. 雇用助成金 対象新卒者1人につき20万円
2. 定着助成金 対象新卒者1人につき10万円

申請の流れ



目的

志摩市の優れた地域資源を「志摩ブランド」として認定し、その販売を支援するとともに、志摩ブランドの情報発信を通じて観光客等の誘致を促し、地域経済の活性化を図ります。

内容

■ 対象となるもの

- ① 一次産品（志摩市で生産及び水揚げされた農産品、水産品、畜産品）
- ② 加工品など（志摩市で製造された加工品や工芸品など）

■ 対象者

- ① 農業及び漁業を営む者で組織する法人及びその他の団体
※一次産品の場合、個人は対象外となります。
- ② 商品等の生産、製造、加工を行っている事業者

■ 認定登録料

1認定物につき1万円（更新6千円）

■ 志摩ブランド認定のメリット

- ① 認定商品には、志摩ブランドロゴマークを商品パッケージに入れることができます。
（当初10シート（1シート63枚）を無償提供。その後は有償）
- ② 志摩市地域ブランド推進協議会で参加する商談会等について、小間料なしで参加できます。
（その他、交通費等経費は事業者負担）
- ③ 周知、啓発用のパンフレットや販売促進グッズなどを利用できます。
- ④ 専門の講師を招き、販売戦略やPR方法などの勉強会を開催します。
- ⑤ 販売促進に要した経費を対象に志摩ブランド認定品1品目につき、上限30,000円を補助します。
- ⑥ 道の駅やアンテナショップ等で委託販売を行う際の販売手数料（上限50,000円）を負担します。
- ⑦ その他、販売促進につながる情報等を事務局から提供します。

志摩市 観光経済部 経済課

住所：〒517-0592

三重県志摩市阿児町鶉方3098番地22

TEL：0599-44-0010

FAX：0599-44-5262

Email：keizai@city.shima.lg.jp

志摩市の情報をSNSで発信しています！



Facebook



Instagram



YouTube



志摩ブランド
YouTube